

分担金・拠出金の名称	生物兵器禁止条約会合(BWC)分担金	拠出金等の種別	平成29年度 予算額 (当初予算)	24,111千円	総合評価
拠出先の国際機関等の名称	国際連合欧州本部	分担金			B
国際機関等の概要及び成果目標	<p>(1) 設立経緯等 生物兵器禁止条約(BWC)は、大量破壊兵器の一つである生物兵器及び毒素兵器(以下、「生物兵器」と総称する)の開発、生産、貯蔵等の禁止並びにこれらの兵器の廃棄を目的とするもので、1972年に採択された。生物兵器を包括的に禁止する多国間の国際的枠組みで、締約国は178か国。 ・BWCの恒久的な事務局は存在せず、国連(国連欧州本部(ジュネーブ))が必要な事務の便宜を提供している。2006年の第6回運用検討会議以降、BWC履行支援ユニット(Implementation Support Unit: 以下、「ISU」)が国連欧州本部軍縮部内に設置されている。</p> <p>(2) 拠出に当たったの成果目標 大量破壊兵器の一つである生物兵器の不拡散やバイオ脅威を提言するために、生物兵器禁止条約(BWC)の普遍化をする。</p>				
分類	評価基準	実績・成果等			
I 当該機関等の活動・組織について	1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BWCは、生物兵器を包括的に禁止する唯一の国際法的枠組みであり、世界の生物兵器の禁止・廃棄に貢献することを目標としている。効果としては、締約国のライフサイエンス分野の研究指針等に大きな影響力を与え、締約国が科学者の行動規範等を整備することで、科学技術の誤用・悪用(兵器化等)を防ぐ一助となっている。</li> <li>・大量破壊兵器の軍縮・不拡散は国際社会における普遍的な目標であり、生物兵器の開発、生産、保有、移転等を禁止する本条約は、生物兵器の軍縮・不拡散としての機能を果たしている。</li> <li>・生物兵器がウィルス研究等と密接に関わることから、国際保健機関(WHO)や国際獣疫事務局(OIE)等と事務局であるISUが情報交換を行うなど、条約強化のための取組を行っている。</li> <li>・2016年の第8回BWC運用検討会議(条約の運用についてレビューを行う会議)において、関係する国際機関と連携を取り、より活発な活動を実現するため、我が国は、WHO等の国際機関との連携強化、自己申告制度である信頼醸成措置、会期間活動(運用検討会議と運用検討会議の間の機関の活動)、ISUの役割についての複数の具体的提案を作業文書を通じて行った。このような取組によって、生物兵器の禁止に貢献している。</li> <li>・BWCの枠組みでは、各国のバイオセキュリティに関わる各種セミナーの取組や国際協力(途上国の支援等)に関するデータを共有している。</li> </ul>			
	2 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>(拠出国に対する財務状況説明) 分担金の執行状況については、毎年9月頃に、前年度の年次財務報告が外務本省に提出されている(直近の報告は2016年9月30日)。</p> <p>(執行済みの予算の会計報告の適時適切な実施) 執行済みの予算に関する会計報告については、国連の監査規定に沿い、外部監査機関が活動を評価し、毎年12月に開催される締約国会合で事務局から会計報告を行っている。</p> <p>(将来の予算への反映等) ・事務局は効率的・効果的な資金配分とその説明責任を果たしており、運営に関しては、5年に1度開催される運用検討会議で協議され、必要に応じて改善を行っている。 ・当該機関の分担金は、そのほとんどが会議運営費と事務局の人件費である。本条約の強化、より充実した活動のためには現在の事務局の3名は人員が不足しているとして、適正な増員として、1名の事務局増員を要求している。日本を始め締約国への予算増を伴う提案であるが、予算増は微々たるものと予想され、条約の協議を形骸化しないためにも重要である。</p>			

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">II 当該機関等と日本との関係について</p>	<p>3 日本の外交課題遂行における当該機関等の有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該機関は、日本及び締約国の分担金で活動を継続しており、国際社会の重要課題である軍縮・不拡散に大きく貢献している。主要ドナーである日本が条約を脱退した場合、日本の重要課題である軍縮・不拡散への取組が後退することとなり、日本の重要外交課題の達成が困難になりかねない。また、国際社会に向けて、日本が軍縮・不拡散を重視していないという意図しないメッセージを送りかねない。</li> <li>・当該機関は、発足以来、バイオセキュリティに関わる会合やセミナーを多数開催しており、2003年から毎年2回の会合を開催し(注:運用検討会議の年は除く)、定期的に情報・意見交換を行うなど、重要な場を提供している。BWCのフォーラムにおいて、日本単独で情報・意見交換の場を持つことが難しい国へのアプローチも可能となり、日本として有益な場となっている。今後の活動案については、現在協議中である。</li> <li>・当該機関の意思決定は締約国の提案とコンセンサスによって、基本的には5年に1度の運用検討会議にて決定される。今後の活動については現在協議中であり、日本としては、活動の活性化の具体的提案を作業文書で行う予定である。</li> <li>・当該機関の運用検討会議の議長を務めたモナー・ハンガリー外務省軍備管理・軍縮・不拡散特別代表と川崎軍縮不拡散・科学部審議官の間で2016年9月に対話が行われ、有意義な意見交換を行うと同時に貴重な人的ネットワークを築くことができた。</li> <li>・本分担金は、国際社会の平和・安定の維持に寄与するものであり、日本国民、企業、NGOが生命の危険にさらされることなく、生活や社会活動を送ることに貢献している。</li> </ul>
	<p>4 当該機関等における日本人職員・ポストの状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該機関においては、恒常的な国際機関が存在せず、会議の運営等を補助する事務局が3名いる。日本人職員は現在いない。</li> <li>・事務局が3名のみであるため、各国の適正な職員数を出すことは困難である。</li> <li>・当該機関の意思決定は現在運用検討会議で行われており、日本は運用検討会議の議長、ビューロー等を務めてはいないが、作業文書等の提案において我が国の主張を行っており、意向を反映出来る地位は確保している。</li> </ul>
	<p>5 日本の拠出金等の執行管理におけるPDCAサイクルの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BWCにおいては、5年に1度開催される運用検討会議において、過去5年間のBWC運用状況についてレビューを行うとともに、予算を含め、その後の5年間のBWCの効果的な運用について議論がなされている。運営に関しては、次のPDCAサイクルを実施している。</li> <li>PLAN: ISUが5か年の活動予算案を作成し、運用検討会議で活動案につき承認を得て決定。運用検討会議で決定に至らなかったものの、修正を要する事項については、毎年12月に開催される締約国会合を始め、会期間活動において、締約国が都度承認。</li> <li>DO: 我が国の分担金を支払い、ISUによる予算執行。締約国による運営・活動のモニタリング。</li> <li>CHECK: 国連の監査規定に沿い、外部監査機関が活動を評価。</li> <li>ACT: 締約国会合での協議を通じて、締約国が運営における要改善事項を申し入れ。</li> <li>・予算の大枠となる活動内容について、5年に1度の運用検討会議のみで決定を行える現状の仕組みは、時流や締約国のニーズに十分に対応することが難しく、改善が必要である。日本を始め、多数の締約国が、毎年の締約国会合で決定を行える仕組みに変更すべきと主張を行っており、日本も具体的な活動案を提出し、提案を行っている。今後の意思決定の仕組みについては、現在協議中である。</li> </ul>
<p>担当課室名</p>	<p>生物・化学兵器禁止条約室</p>	